

悩みがあつたら気軽に利用して

市では、市民の皆さんのが日常生活の中で遭遇する困り事や不安を解決するため、各種相談窓口を開設しています。



秘密は厳守されるので、安心して相談してください。

相談員＝元裁判所調停委員
弁護士法律相談(予約制)

相談員＝千葉県税理士会の税理士
不動産相談

場所＝市民相談室(市役所2階)
対象＝市民

日時＝原則水曜日 午後1時～4時(1組当たり30分)
内容＝金銭貸借、損害賠償など

相談員＝千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の相談員
外国人総合相談

注意事項
○相談内容によっては受け付けできない場合があります
○法人などからの相談は受け付けません

相談員＝千葉県弁護士会の弁護士
女性のための相談(予約制)
日時＝木曜日 午前10時～午後4時(1組当たり50分)
内容＝DV、セクハラなど

相談員＝千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の相談員
外国人総合相談

○受け付けは終了時間の30分前までです。また、正午～午後1時は相談を実施していません
○相談日は変更になる場合があります

相談員＝女性カウンセラー
もめごと・なやみごと・苦情相談
日時＝第4火曜日 午前10時～午後3時
内容＝差別や名誉毀損、嫌がらせなどの人権侵害、国の行政に対しての意見や要望など

相談員＝人権擁護委員、行政相談委員
対応言語＝英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語、
※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

市民生活相談

日時＝月・金曜日 午前9時～午後4時
内容＝相続、離婚、相隣関係など

税務相談

日時＝第3火曜日 午前10時～午後3時
内容＝確定申告、相続税など

市民生活相談
日時＝月・金曜日 午前9時～午後4時
内容＝相続、離婚、相隣関係など

税務相談
日時＝第3火曜日 午前10時～午後3時
内容＝確定申告、相続税など